

保険料はどうやって決まるの？



健保組合の収入のほとんどはみなさんや会社から納めていただく健康保険料です。現役社員のみなさんの毎月の給与から引かれる（控除される）保険料は、「標準報酬月額」に保険料率をかけて算出します。

これが健康保険料です

給与明細書

勤怠	出勤日数	欠席日数	残業時間		
	20	15			
支給	基本給	役職手当			
	200,000				
	残業手当	通勤手当	課税合計	非課税合計	総支給額
	28,000	25,000	228,000	25,000	253,000
控除	健康保険料	厚生年金	雇用保険	社会保険計	
	11,000	22,000		1,300	34,300
	課税対象額	所得税	住民税	控除額計	
	193,700	4,500	11,000	49,800	
合計	累計課税計			差引支給額	
	193,700			203,200	

毎月の給与から納める保険料 = 標準報酬月額^{※1} × 保険料率^{※2}

- ※1 被保険者の収入額に応じて決められます。
 - ・保険料の算出を簡略化するため、給与を50段階（等級）に分類したものです。
 - ・特例退職被保険者は実際の収入に関わらず一律410,000円と定められています（2026年度）。
 - ・任意継続被保険者は退職時の標準報酬月額が2年間継続します。
- ※2 毎年3月に見直されます。（3ページのとおり2026年度は80/1000です）



標準報酬月額は、1年に1回、必ず見直されます（定時決定）
 毎年4～6月の給与をもとに、7月1日現在で標準報酬月額が見直され、9月から翌年8月まで適用されます。

変動があった場合も、見直されます（随時改定）
 昇給、降給等の給与変動があり、3カ月間の平均給与が標準報酬月額と2等級以上変わる場合は標準報酬月額が見直され、4カ月目から適用されます。

賞与が支給される場合も同じように保険料が差し引かれます
 賞与から1,000円未満の端数を切り捨てた「標準賞与額」（年間573万円を上限）に保険料率をかけて算出します。

保険料はどう使われているの？

健保組合では、保険料をもとに健康保険の事業を運営しています。



保険給付費 みなさんが病気やけがをしたとき、医療費の3割^{※3}の負担で医療機関にかかることができます。残りは加入している健保組合が支払います。
 ※3 負担割合は年齢等により異なります。また、医療費が高額になったときは3割より少ない負担額になることがあります。

健保組合では、被保険者だけでなく被扶養者にも給付を行っています。被扶養者からは保険料を徴収していません。

病気やけがで働けないときの傷病手当金、出産の際の出産育児一時金等の現金給付も保険給付費です。

保健事業費

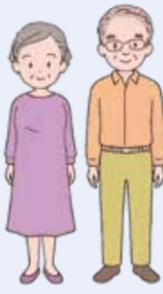
健康診断やワクチン接種の補助金など、疾病予防や健康増進のための事業です。



納付金

前期高齢者納付金、後期高齢者支援金など高齢者医療制度へ拠出しています。

保険給付や保健事業は、健保組合に加入するみなさんのために行う、保険者としての本来の事業です。しかし最近、納付金が増大し支出の約4割を占めるようになり、健保組合の財政が圧迫されています。



2026年4月分からは、健康保険料・介護保険料と合わせて、子ども・子育て支援金を健保組合が徴収し国に納めることになりました。

子ども・子育て支援金

2024年6月に成立した法律に基づき、子ども・子育て世帯を社会全体で支える新しいしくみ「子ども・子育て支援金」の徴収が、2026年4月分保険料から始まります。健保組合などの医療保険者は、健康保険料・介護保険料と合わせて、子ども・子育て支援金を徴収することとなります。

支援金は何に使われる？

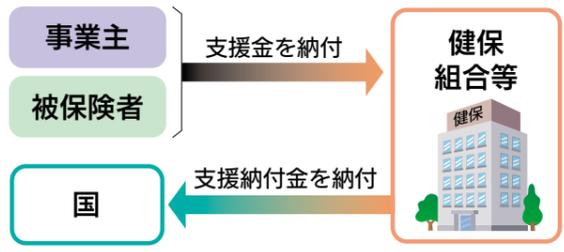
少子化対策を促進するために、国が実施する子ども未来戦略「加速化プラン」に使用されます。

- 児童手当の拡充
- 妊婦のための支援給付
- 出生後休業支援給付
- 育児時短就業給付
- こども誰でも通園制度
- 育児期間中の国民年金保険料免除



開始時期は？

子ども・子育て支援金は2026年4月分保険料（現役社員は5月納付分）より、健康保険料・介護保険料と合わせて納付していただきます。健保組合は子ども・子育て支援金の徴収を代行し、国へ納付します。



支援金率は？

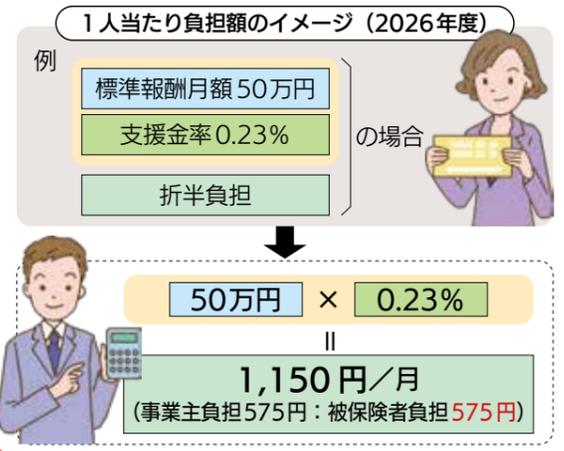
健保組合と協会けんぽには、国から一律の支援金率が示されることとなります。

支援金の負担は2026年度0.23%からスタートし、2028年度には0.4%程度に段階的に上がることが想定されています。ただし、国は2028年度に支援金の最大規模を決めているため、右肩上がりが増え続けることはありません。



負担額はどのくらいになる？

「標準報酬月額 × 支援金率」となるため、被保険者の収入（標準報酬月額）により異なります。標準報酬月額50万円の方（現役社員）の場合、月575円となる見込みです。



介護保険

40歳以上65歳未満の被保険者からは、健保組合が介護保険料を徴収し、介護納付金として国に納める役目を負っています。介護保険料も、健康保険料と同様に、標準報酬月額に介護保険料率をかけて算出します。